

ユニすぽカーニバル in かつしか協賛要綱

7 葛教ス第 5 0 0 号

令和 7 年 9 月 8 日

教 育 長 決 裁

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、葛飾区教育委員会（以下「教育委員会」という。）が主催するユニすぽカーニバル in かつしか（以下「本事業」という。）への協賛に関し必要な事項を定めるものとする。

(協賛の要件)

第 2 条 本事業への協賛を希望する企業又は団体（以下「協賛企業等」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。ただし、教育委員会が認める場合は、この限りでない。

- (1) 葛飾区のスポーツ振興に理解を示し、積極的に寄与する姿勢を明確に有していること。
- (2) 葛飾区内に活動拠点を有すること。
- (3) 自らの活動を通じて、本事業に協力しようとするものであること。
- (4) 協賛の目的が政治活動、宗教活動又は個人の宣伝に係るものでないこと。

(協賛の内容)

第 3 条 協賛企業等は、自らの事業を通じて人の派遣、物品の提供その他教育委員会が適当と認める方法によって、本事業に協賛するものとする。

2 前項の規定による協賛の内容は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 本事業の趣旨に合致し、参加者に還元できるものであること。
- (2) 公序良俗に反するものでないこと。
- (3) 物品については、日本産業標準調査会、一般社団法人日本農林規格協会、公益財団法人日本環境協会等その他教育委員会が適当と認める機関の規格に適合するものであること。
- (4) 教育委員会が当該物品を推奨しているとの誤解を招くおそれがないこと。
- (5) 教育委員会が認める協賛の内容であること。

(協賛の申込)

第 4 条 協賛企業等は、教育委員会が別に定める日までに、本事業の協賛申込書（第 1 号様式）に協賛の内容その他教育委員会が必要と認める事項を記載し、教育委員会に協賛の申込をするものとする。

(協賛の承諾)

第5条 教育委員会は、前条の申込内容が第2条及び第3条第2項に定める要件に合致すると認められるときは、協賛企業等に対し協賛承諾書（第2号様式）により協賛を承諾したものとする。

(協賛の表示等)

第6条 教育委員会は、前条の規定により協賛を承諾した協賛企業等に対し、本事業に関する印刷物等に協賛企業等の名称を掲載することその他の適当と認める表示を許可するものとする。

(補則)

第7条 この要綱に定めのない事項については、必要に応じて教育委員会と協賛企業等とが協議して定めるものとする。

(委任)

第8条 この要綱の施行に関し必要な事項は、教育次長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和7年9月8日から施行する。